

第30回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 令和2年10月28日(水)

ところ 兵庫県動物愛護センター 愛護館

1 令和3年度予算(案)について

2 オフィシャルサポーターについて

(添付資料)

資料1 第30回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

資料2 令和元年度決算

資料3 令和3年度予算(案)

資料4 オフィシャルサポーター要綱(案)

資料5 多頭飼育動物不妊手術助成金交付要綱(令和2年4月1日)

資料6 パンフレット等の在庫

動物愛護基金の収支（令和元年度）

平成30年度末基金残額	41,992,864 円
令和元年度寄付金受入額	10,671,765 円
令和元年度運用収入受入額	36,890 円
令和元年度支出額	5,653,809 円
令和元年度末基金残額	47,047,710 円

資料2

（積立額）
10,708,655 円

前年度末比増減額 5,054,846 円

決算支出額（動物愛護基金活用事業）

薬資材購入費（ウイルス検査キット, 駆虫薬, ワクチン, インターフェロン, 輸液等）（消耗品費）	296,700 円
多頭飼育現場対策費（防じんマスク, 手袋, 長靴等）（消耗品費）	16,601 円
学校飼育動物用飼料購入（消耗品費）	96,767 円
犬糞害防止啓発用看板購入（消耗品費）	92,340 円
野良猫不妊手術費用助成（負担金補助及び交付金）	4,424,618 円
団体譲渡動物管理支援助成（負担金補助及び交付金）	515,383 円
多頭飼育動物不妊手術助成（負担金補助及び交付金）	151,400 円
譲渡会開催支援助成（負担金補助及び交付金）	60,000 円
合 計	5,653,809 円

消耗品費
502,408 円

負担金補助及び交付金
5,151,401 円

動物愛護基金活用案

資料3

(千円)

令和2年度予算		金額	10/26現在支出額	令和3年度予算(案)	金額	差額
助成	野良猫不妊手術助成金	5500		野良猫不妊手術助成金	5500	
	多頭飼育猫不妊手術助成金	1000	242	多頭飼育猫不妊手術助成金	500	
	小計	6500		小計	6000	-500
委託				多頭飼育猫不妊手術等委託料	500	
	小計			小計	500	500
啓発・適正飼養	動物飼養マナー啓発看板	100	0	動物飼養マナー啓発看板	100	
	動物愛護基金PRポケットティッシュ	30	0	動物愛護基金PRポケットティッシュ	30	
	動物愛護啓発用パンフレット	110	0	動物愛護啓発用パンフレット	110	
	動物飼養啓発マナーグッズ	40	0	動物飼養啓発マナーグッズ	40	
	猫侵入防止機	20	0	猫侵入防止機	20	
	学校飼育動物飼料	100	0	学校飼育動物飼料	100	
	収容動物用消耗品(動物収容ケージ、飼料、猫砂、シーツ等)	149	353	収容動物用消耗品(飼料、猫砂、シーツ等)	748	
	収容動物用医薬品購入費	320	27	収容動物用医薬品購入費(ワクチン検査キット、駆虫薬、ワクチン、抗生剤、インターフェロン、輸液、注射器)	489	
小計	869		小計	1637	768	
ボランティア・譲渡促進・支援	収容犬のトリミング	30	6	収容犬のトリミング	30	
	譲渡会会場費助成	200	0	譲渡会会場費助成	200	
	ボランティア保護動物への支援費用	1000	155	ボランティア保護動物への支援費用	1000	
	〔ワクチン、治療費、不妊手術 その他ボランティア支援			〔ワクチン、治療費、不妊手術 その他ボランティア支援		
	防護服購入費	110	4			
小計	1340		小計	1230	-110	
合計	8709			9367	658	
工事				動物収容施設改修工事	50000	

尼崎市動物愛護基金オフィシャルサポーター設置要綱（案）

（目 的）

第1条 この要綱は、動物愛護基金の目的及び尼崎市の動物愛護施策に理解がある方に寄付金を募る尼崎市動物愛護基金オフィシャルサポーター（以下「オフィシャルサポーター」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

（選考委員会）

第2条 尼崎市動物愛護管理推進協議会の委員から推薦を受けた者を公正かつ適正に選考するため、選考委員会を設置する。この選考委員会の選考結果に基づき、市長がオフィシャルサポーターを任命する。選考委員会は、市の職員及び尼崎市動物愛護管理推進協議会の推薦により選ばれた者をもって組織する。

（委 嘱）

第3条 オフィシャルサポーターは、次の各号をすべて満たす者の中から、市長が委嘱する。

(1) 尼崎市動物愛護管理推進協議会の委員から推薦を受け、選考委員全員の賛成を受けた者

(2) 尼崎市の動物愛護施策に理解があり協力いただける者

(3) 動物愛護管理法その他動物関連法令に反する行為等により行政から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者

(4) 暴力団員又は暴力団員密接関係者でない者

2 市長は、オフィシャルサポーターに対し、「尼崎市動物愛護基金オフィシャルサポーター証」（様式1号）を交付するものとする。

（委嘱期間）

第4条 オフィシャルサポーターの任期は5年間とする。

（活動内容）

第5条 オフィシャルサポーターは、次の各号に掲げる説明を行い、寄付を募るものとする。

(1) 尼崎市の動物愛護施策及び事業の説明。

(2) 尼崎市野良猫不妊手術補助金、犬及び猫の適正飼養啓発事業、動物収容施設改修工事等の事業説明。

(3) 動物愛護基金とふるさと納税制度の説明。

（遵守事項）

第6条 オフィシャルサポーターは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 公共の秩序や尼崎市の施策に反した行為を行わないこと。

(2) オフィシャルサポーターは尼崎市の委嘱を受けている事を自覚し、守秘義務等を遵守すること。

(3) オフィシャルサポーターの立場を利用し、営利を目的とした活動、公職選挙法に違反

する行為、宗教活動その他の団体又は組織への加入を勧誘する行為を行わないこと。

- (4) 寄付については、必ず納付書等による入金方法とし、現金を取り扱わないこと。
- (5) 寄付の任意性が無くなるような募り方を行わないこと。
- (6) 活動を行うにあたっては、「尼崎市動物愛護基金オフィシャルサポーター証」を必ず携帯し、相手から求めがあった場合は提示すること。
- (7) 動物愛護センターの指示に従うこと。

(解 任)

第7条 オフィシャルサポーターが、次のいずれかに該当する場合には、市長はこれを解任することができる。

- (1) 第3条第3号に該当することが判明した場合
- (2) 第6条各号のいずれかに反する行為を行なった場合
- (3) オフィシャルサポーターとしての責務を果たさない場合
- (4) オフィシャルサポーターとしてふさわしくない場合
- (5) 本人から解任の申し出があった場合

2 オフィシャルサポーターは、前項の規定により解任された場合には、「尼崎市動物愛護基金オフィシャルサポーター証」を市長に返納しなければならない。

(報告等)

第8条 オフィシャルサポーターは、オフィシャルサポーター活動を行なったときは、「活動報告書」により、市長に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進員の活動等についての必要な事項は市長が定める。

以 上

付 則

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

在庫数(令和元年、2年度は発注なし)

タイトル	種類	在庫数
人と猫の共生ガイドブック	パンフレット	511
人と犬の共生ガイドブック	パンフレット	299
あなたとペットの災害対策(青)	パンフレット	377
動物愛護基金パンフレット	パンフレット	1100
動物愛護基金PR用ティッシュ(青)	ティッシュ	1500
犬糞害予防の看板	看板(白)	24
犬糞害予防のシール	シール(黄)	500